平成28年度 第2回 富山県野生鳥獣保護管理検討委員会 議事録

- **1 日 時** 平成28年11月8日(火) 午前9時30分~午前11時30分
- 2 場 所 富山県民会館702号室
- 3 出席者
 - · 委 員 三浦委員長、伊藤委員、井水委員、大井委員、長谷川委員、前田委員、 山本(茂)委員、山本(康)委員、湯浅委員
 - ・事務局 長坂理事・生活環境文化部次長、船平自然保護課長ほか

4 議 事

(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定(案)について

(委員)

安易な餌付けの防止としてツキノワグマが特出しされているが、ニホンザルなど他の野生動物に対しても一般的には給餌は行わないように指導する必要があると思う。また、ツキノワグマ以外はよいというような誤解を生まないか。

(委員)

質的にかなり異なるものをひとつにしている。

(委員)

一般的に愛護のためと保護のための給餌があり、例えば、全面凍結して採餌場所がなくなったときに水面を確保することは保護、地元の愛好会等が時間や量を決めて管理することは愛護のための給餌である。

(事務局)

クマによる被害があった際に、愛護団体がドングリ等を置いたことがあるが、これは愛護の精神による保護ではないが、これを指して記載した。現状を踏まえると、ツキノワグマに限定する必要はなく、他の鳥獣でも同様である。文中「ツキノワグマ」を削り、「餌となる果実を置く等の給餌は行わないよう指導する」ということで一般化して記載したい。

(委員)

「放野」という用語が新たに国の基本指針で出てきているが、問題はないか。

(委員)

馴染まない。これは環境省の用語である。

(委員)

今回の基本指針で初めて出てきた。リリースの意味である。

(事務局)

この計画に基づいてキジの放鳥事業を行っているが、これまではリリースも放鳥、放獣と記載していた。誤解を招かないよう「放野」ということで整理した。

(委員)

キジの放鳥は、4、5年前までは富山県の狩猟の中心であったが、最近はハンターのほとんどがイノシシばかりである。しかし、都市部など3分の1の方はまだキジ猟を楽しんでいる。 猟友会としては、段階的に、緩やかに減らすことには賛成する。

(委員長)

それでは、特にご意見がないということで、この第12次の事業計画を、修正点も含めて、このまま持っていく方向で決めることにする。

(2) 第2種特定鳥獣管理計画の策定について

(1)富山県カモシカ管理計画の策定(案)について

(委員長)

カモシカについては、昨年度からも何度か議論してきたので、よろしいか。

(委員)

異議なし。

②富山県カワウ管理計画の策定(案)について

(委員)

石川県のカワウのコロニーは、繁殖場所だけでなく、ねぐら及びコロニーということか調べてほしい。

(事務局)

「ねぐらかつコロニー」という表現は新潟県でしか使われてないため、各県についてもう一度精査する。

(委員)

広域的に被害が出ているため、管理も隣県相互の連携がポイントになる。そのことを記載すべきである。北陸地域を中心として、行政間で積極的に進めることを記述してはどうか。

(事務局)

富山県は国の広域計画において関西のブロックに入っており、その計画との整合性を図っている。

個々の県相互では、年1回の会議で情報交換をしている。また、中部・近畿カワウ広域協議

会においても情報交換をしており、環境省の中部地方環境事務所とも相談をしていきたい。

(委員)

これまでのように各県ではなく、もっと広域的な取組みをしていかないと抜本的な対策にならない。そのような文言をどこかに入れたらよいと思う。

(委員)

カワウについては、とにかく漁業組合は「1羽でもたくさん捕ってくれ」と「報奨金は1羽いくら出す」という状態である。それを管理するとしたら、現在それに従事して金銭を得ている会員もいるので、制限をかけるのはいかがかと思った。

(事務局)

他県から飛来するものを捕獲しながら、生息数を平成21年度の約900羽の半分の450羽程度にする。愛知県から飛来することや生息数自体を完全にゼロにすることもできないため、今後とも協力を得ながら進めていきたい。

(委員)

その方向でよいと思う。最低限の存続というと語弊があるかもしれないが、その方向も示しつつ、被害は回避していかなければならない。

(委員)

例えば常願寺川のコロニーは駆除されていない。それは被害が激甚にならない程度にカワウも生息させておかなければならないという考え方で、また、徹底的に駆除をすれば他県に分散し、そこで新たな問題を起こすことになる。被害場所である河川での駆除が主体になる。

(委員長)

被害地域での捕獲は進めつつ、コロニーの繁殖状況も注意深くモニタリングしていくという 方向でよいか。

(委員)

異議なし。

- (3) 第2種特定鳥獣管理計画の改定について
- (1)富山県ニホンザル管理計画の改定(案)について

(委員長)

ニホンザルの第4期計画については、いかがか。

(委員)

異議なし。

②富山県ツキノワグマ管理計画の改定(案)について

(委員)

ツキノワグマ対策マニュアルに関し、死傷者が出た場合の現地確認について、死亡した場合に遺体に触れることができるのは警察官だけである。遺体からクマの体毛等を採取するのは、 警察官しかできない。警察と連携して遺留物の調査をするなどといった方法が必要である。

(委員)

ツキノワグマの生息数について、ハンター全般の認識からすると、富山県内におよそ3,000 頭から5,000頭だと思われる。各市町村に捕獲隊員が10人程度いるとすると、1人あたり捕獲上 限3頭だとすれば各市町村で30頭まで捕ってもよいことになるが、その必要は絶対にない。全 体で何頭という縛りをしなければならないと思う。

(事務局)

クマの有害捕獲については、目撃情報や痕跡情報が集落近くであったときに、その情報をも とに捕獲許可申請があり、その内容を審査して1地区1頭を上限として許可をしている。

ただ、今年度は県東部のドングリの生りようが特に悪く、1地区あたり3、4頭の目撃があるため、それも特に認めて許可をしている。

人身被害を防ぐことを目的として、猟友会のご意見も聞きながら市町村の指導をしている。

(委員)

数の調整捕獲については、年間捕獲上限数に満たない期間が継続するなど人身被害等のおそれがある場合に、ゾーン2において検討するとなっている。しかし、捕獲がどの程度あるのかが明確ではなく、捕獲が少ないと人身被害も増えるということでもない。捕獲上限数に満たない期間が継続し、人身被害の増加のおそれがある場合にと記載するほうが適切ではないか。

(事務局)

そのように修正したい。

(委員)

生息環境に関して、県内の天然林の割合と人工林の割合が記載されており、それぞれ60パーセントと19パーセントで合わせて79パーセントであるが、残りの21パーセントは何か他のカテゴリーの森林区分であるのか。数値を確かめてほしい。

(委員)

予察駆除という用語は、使ったほうがよいのか。数の調整捕獲ということだから、予察にする必要はないと思う。予察は根拠がなければならないので、数の調整ではないか。

(事務局)

マニュアルの「数の調整捕獲 (予察駆除)」を「数の調整」に修正しているので、本文も「数の調整」として括弧書きは削る。本委員会でのご意見との旨を記載したい。

(委員長)

本委員会の総意として了承したということでよいか。

(委員)

異議なし。

③富山県イノシシ管理計画の改定(案)について

(委員長)

イノシシの計画についてはいかがか。

(委員)

異議なし。

④富山県ニホンジカ管理計画の改定(案)について

(委員)

推定した捕獲数に相応しい捕獲圧がかけられているかということが、ひとつのポイントだと 思う。

(事務局)

今年度ベイズ法で将来予測をしたところ、年間160頭を捕っていけば10年後にはいなくなる。 現状は狩猟と有害捕獲だが、これに指定管理鳥獣捕獲等事業も加えて、160頭の捕獲はできると 考えている。

(委員長)

高い捕獲数を維持しながら、この計画を進めるということでお願いする。

(4)全体を通して

(委員)

全体を見ると、ニホンザルが4期目、ツキノワグマが3期目、イノシシとシカがそれぞれ1期を経て、新たにカモシカとカワウが入る。計画として一定の目標を達成しているのかという評価はどこでするのか。新たな計画を作るには、総括や評価が必要である。これだけのことを行ってきて、その効果が果たしてあったのかが問われると思われる。

(事務局)

捕獲数や成果については、年1回以上本委員会を開催し、今後4年間は計画策定ではなく、 その評価の期間になる。

また、新しい調査方法や評価方法についてもご意見をいただき、フィードバックをして実際 の捕獲作業にうまく活かすことを検討したい。

(委員)

ツキノワグマ対策マニュアルの地域区分を見直した例は、これまでにないのか。

(事務局)

これまでに見直しはない。なお、魚津市からは見直しをしたいという要望がある。

(委員)

その見直しは、本委員会で行うのか。

(事務局)

そうである。

(委員)

これからは、評価と課題の抽出をお願いしたい。

(5)閉 会

(委員長)

本日の委員会ではいくつか意見が出されたが、必要な修正したうえで、基本的には本日の案で進められたい。

(了)